静岡県告示第29号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年静岡県条例第90号)第14条第1項の規定に基づき、知事 指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年1月19日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
$1-\{1-[1-(4-) r r r r r r r r r r r r r r r r r r r$	令和4年1月20日
5-(シクロへキシルメチル) -2-(2-フェニルプロパン-2-イル) -2, $5-ジヒドロ-1H-ピリド [4, 3-b] インドールー1ーオン及びその塩類 (通称名CUMYL-CH-MEGACLONE、CUMYL-CHMEGACLONE、CHM-SGT-151)$	令和4年1月20日
メチル=2- $[7-アザー1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3$ -カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類(通称名5F-MDMB-P7AICA)	令和4年1月20日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用 されるおそれがあると認められるため。